

岡崎市国際交流協会ホストファミリー登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市国際交流協会（以下、「協会」という。）が設置する、日本の日常生活や文化に触れたい留学生や外国人（以下、「外国人等」という。）を受入れ、岡崎市の国際交流を促進するホストファミリーの登録に関し、必要な事項を定める。

(登録)

第2条 ホストファミリーの登録は、協会が定める申込書により、窓口で行うものとする。

(活動内容)

第3条 ホストファミリーの活動内容は、外国人等を受入れ、日本の文化を紹介したり、ゲストの文化を学んだりしながら国際理解を促進することとする。

(登録条件)

第4条 ホストファミリーの登録条件は、次のとおりとする。

- (1) 岡崎市内及び近郊に在住であること
- (2) 同居している家族があり、全員から同意を得ていること
- (3) 人種や国籍及び言語、生活習慣などに偏見を持たず、受入れに協力できること

(身分及び任期)

第5条 ホストファミリーはボランティアとする。

- 2 ホストファミリー登録の有効期限は、4月1日から1年間とする。年度途中に登録した場合も、有効期限は登録年度の末日までとする。

(登録の更新)

第6条 事務局長は、前条の有効期限の1月前までに、ホストファミリー登録者に対して更新手続きについて通知するものとする。

(経費等)

第7条 ホストファミリーの活動については、原則無報酬とする。

- 2 受入れに係る費用は、原則としてホストファミリーが負担する。

(秘密の保持)

第8条 活動を行ったホストファミリーは、活動によって知り得た個人情報を他人に知らせ又は目的外に使用してはならない。

(登録の抹消)

第9条 協会は、登録されたホストファミリーが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消することができる。

- (1) ホストファミリーとして不相当と協会が認めるとき。

(2) 連絡不能となったとき。

(3) 本人から登録取り消しの申出があったとき。

(その他)

第10条 万一の事故に備えて、受入れ決定後、当協会の経費負担によりボランティア活動保険加入の手続きを進める。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。